

川越市事業者用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業活動における地球温暖化対策の推進を図るため、太陽電池を利用して太陽の光エネルギーを電気に変換する発電システム（以下「太陽光発電システム」という。）を自ら所有する事業所に設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和54年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす事業者とする。

- (1) 市内に事業所を有すること。
- (2) 市から課税された税金全てにおいて、滞納がないこと。
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (4) 太陽光発電システムを設置する建築物及び敷地に法令違反がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する民間事業者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 次のいずれかの申立てをし、又は申立てがなされている者
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て

(2) 川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成5年9月28日施行）に基づく入札参加停止措置を受けている者

(3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長が不適格であると認める者（同法第32条第1項各号に掲げる者を除く。）

（補助対象設備）

第3条 補助対象設備は、次に掲げる補助要件を満たした太陽光発電システムとする。

(1) 設置する太陽光発電システムの最大出力（小数点以下の端数があるときはこれを切り捨てた値とする。以下「最大出力」という。）が5kW以上のものであること。

(2) 市内の既存又は新築の事業所に新規に設置するもので、発電された電力が事業の用に供する部分で使用されること。

(3) 太陽光発電システムによる発電量のうち、当該事業所における使用量を超える余剰電力を電力会社へ送電できるように連系すること。

(4) 未使用品であること。

(5) リース品ではないこと。

(6) 補助対象者自らが所有権を有すること。

2 国、県等が実施する他の補助金等の交付を受けた設備又は受けようとする設備については、本要綱に基づく補助申請を行うことができない。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、前条に規定する補助対象設備の設置に係る費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(補助金の額)

第5条 市が交付する補助金の額は、補助対象設備の最大出力に3万円を乗じて得た額又は補助対象経費の1/2の額のいずれか低い額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額とする。

2 前項の規定に関わらず、市が交付する補助金の上限は、60万円とする。ただし、予算の執行状況によっては、この限りではない。

3 補助金の交付は、同一の補助対象者につき1回限りとする。

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項に規定する申請書は、様式第1号のとおりとし、その提出期間は、別に定める日から当該年度の1月末日(ただし、末日が休日の場合はその前日)までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、提出期間を変更することができる。

2 規則第4条第2項第5号に規定する市長が定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象設備設置場所の地図
- (2) 補助対象設備の設置等に係る設計図面
- (3) 経費の内訳が明記されている契約書又は見積書の写し
- (4) 工事着手前の現況写真
- (5) 登記事項証明書(個人事業者の場合は営業届出済証明書等)
(発行から3か月以内のものに限る。)
- (6) 市が課税する市税の全てに滞納がないことの証明書(発行から1か月以内のものに限る。)
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 規則第4条第2項第1号から第4号までに規定する書類の添付は、要しない。

(交付決定通知の様式等)

第7条 市長は、前条の規定による申請書等を受理したときは、当

該申請書等を審査し、かつ、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の額を決定するものとする。

2 規則第7条第1項に規定する通知書は、様式第2号のとおりとする。

3 規則第7条第2項に規定する文書は、様式第3号のとおりとする。

(補助事業の着手時期)

第8条 様式第2号による通知を受けた日以後に、補助対象設備の設置工事に着手しなければならない。ただし、市長が認めるときはこの限りでない。

(補助事業の内容変更等)

第9条 様式第2号による通知を受けた補助対象者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定を受けた補助事業の内容を変更し、又は中止しようとする場合は、様式第4号により市長に申請しなければならない。ただし、補助金交付額の増額に係る内容の変更申請は行うことができない。

(変更又は中止の承認)

第10条 市長は、前条の規定に基づく変更又は中止の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承認するか否かを決定し、様式第5号により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により変更の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(報告書の様式等)

第11条 規則第13条に規定する報告書は、様式第6号のとおりとし、その提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は市長が別に定める日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る経費の支払いを証する書類の写し
- (2) 補助対象設備の設置状態を示す写真
- (3) 電力会社との電力受給契約の内容を示す書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
(確定通知書)

第12条 規則第14条第1項の通知は、様式第7号によるものとする。

(補助金の交付決定の取消)

第13条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定者が、補助金を当該補助事業等以外の用途に使用したとき。
- (3) その他この要綱の規定及び補助金交付の条件に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第15条 規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間は、交付が決定した日の属する年度の翌年度から10年を経過するまでの期間とする。

2 前項に定める期間を経過する前に規則第18条の承認を求め

る者は、処分等を行う 10 日前までに様式第 8 号を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項に規定する承認の申請があった場合には審査を行い、その結果を様式第 9 号により当該申請者に通知するものとする。

(電力提供に係る協力)

第 16 条 市長は、災害時等において必要があると認められる場合は、交付決定者に対し、補助対象設備で発電した電力の無償提供について協力を求めることができる。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。